

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課
処分の名称	一般廃棄物処理施設の熱回収の認定・更新
概 要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、熱回収施設等が規定する基準に適合していることについて大阪市長の認定を受けることができます。認定については5年毎の更新が必要です。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項、第2項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 (健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置)
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 1 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 2 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
標準処理期間	処分期間 60日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・ 補正に要した期間及び返却期間 ・ 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・ 本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課
提出時期	随時
提出方法	熱回収施設設置者認定（更新）申請書及び添付書類各2部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	認定 33,000円 更新 20,000円
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課
ホームページ	
備 考	